産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和2年5月8日(金)

午前9時30分~

場 所 第2委員会室

審査内容

- 1 山陽小野田市地方卸売市場について(参考人招致)
- 2 山陽小野田市地方卸売市場について(執行部)
- ※1は秘密会で行うため中継は行いません。

○卸売業務廃止からの市場運営の流れ

令和2年3月19日 小野田中央青果株式会社卸売業務廃止

令和2年3月23日 仲卸業者へ卸売業務受託依頼

令和2年3月24日 仲卸業者が業務受託承諾

令和2年3月25日 仲卸業者と委託契約締結

令和2年3月25日 出荷者へ出荷受付再開のお知らせ発送

令和2年3月26日 仲卸業者が卸売業務開始

令和2年4月 2日 仲卸業者から直荷引き許可のお願い

令和2年4月 3日 仲卸業者の直荷引き承認

山陽小野田市地方卸売市場取扱数量及び取扱高

年度	4月		5月			6月	7月		
十戊	取扱数量	取扱高	取扱数量	取扱高	取扱数量	取扱高	取扱数量	取扱高	
H29	103,789kg	30,970,011円	129,309kg	33,914,364円	118,167kg	30,004,034円	119,582kg	28,517,439円	
H30	88,223kg	27,989,756円	88,694kg	28,465,568円	77,367kg	24,785,904円	74,761kg	23,113,464円	
H31/R01	59,601kg	20,258,525円	64,758kg	21,093,943円	55,961kg	16,934,110円	50,068kg	13,396,721円	
前年度比	67.6%	72.4%	73.0%	74.1%	72.3%	68.3%	67.0%	58%	

年度	8月		9月			10月	11月		
十段	取扱数量	取扱高	取扱数量	取扱高	取扱数量	取扱高	取扱数量	取扱高	
H29	142,169kg	43,130,898円	209,265kg	57,263,260円	110,132kg	31,121,668円	101,634kg	28,670,420円	
H30	77,910kg	27,512,837円	160,987kg	46,737,151円	77,643kg	28,384,189円	75,563kg	23,617,803円	
R01	59,673kg	20,957,813円	88,037kg	28,075,296円	60,274kg	20,029,441円	66,749kg	17,519,552円	
前年度比	76.6%	76.2%	54.7%	60.1%	77.6%	70.6%	88.3%	74.2%	

年度	12月		1月		2月		3月		計	
十段	取扱数量	取扱高	取扱数量	取扱高	取扱数量	取扱高	取扱数量	取扱高	取扱数量	取扱高
H29	170,339kg	49,940,900円	120,491kg	37,333,844円	108,753kg	35,721,484円	100,119kg	34,148,144円	1,533,749kg	440,736,466円
H30	81,199kg	27,475,952円	68,524kg	20,712,589円	63,315kg	19,946,227円	56,740kg	18,477,868円	990,926kg	317,219,308円
R01	66,748kg	17,956,318円	67,369kg	16,679,530円	56,290kg	15,249,498円	22,033kg	6,913,279円	717,561kg	215,064,026円
前年度比	82.2%	65.4%	98.3%	80.5%	88.9%	76.5%	38.8%	37.4%	72.4%	67.8%

○ 取扱高が前年度より30%減少した要因について

全国的な要因としては、市場外流通の増加等の市場を取り巻く環境の変化があると考えるが、本市場においては、一昨年度から続く市場関係者との裁判、卸売業者である小野田中央青果株式会社の慢性的な資金不足により、本市場への信頼が低下したこと等が考えられる。

小野田中央青果株式会社債務一覧

NO.	項目	件数	合計金額	主な相手先
1	金掛買	14件	84,343,349円	買付先
2	借入金	1件	18,378,718円	個人
3	貸金	2件	16,400,000円	金融機関
4	受託未払金	275件	9,440,871円	出荷者
5	退職慰労金	1件	5,140,000円	小野田中央青果役員
6	リース料	6件	2,732,712円	リース業者
7	立替金	1件	1,722,923円	個人
8	保証金	21件	1,655,000円	売買参加者
9	その他債権	12件	459,157円	山陽小野田市等
10	過払売掛金	8件	435,136円	売買参加者
11	出荷奨励金債権	1件	11,932円	出荷団体
	合計	342件	140,719,798円	

[※]NO.8保証金は、小野田中央青果株式会社が卸売を受けようとする売買参加者から預託を受けているものであるが、平成30年度の決算書におけるその額は3,800,000円となっている。その差の理由については、同社においてその保証金について個々の管理ができていないため、破産申立代理人が対象者へ調査を実施し、令和2年4月30日までに回答のあったものについてのみ記載しているためであるとのこと。

〇小野田中央青果 売掛金合計

NO.	項目	件数	合計金額	主な相手先
1	回収可能見込	30件	18,168,509円	売買参加者
2	回収不能	16件	16,255,071円	売買参加者
合計		46件	34,423,580円	

[※]回収不能のうち、11,130,879円は㈱小野田青果販売である。

小野田中央青果株式会社長期借入金一覧

○金融機関

NO.	借入日	借入先	融資金額	利率	返済額	残高	備考
1	平成21年4月20日	A	12,000,000円	1.80%	12,000,000円	0円	
2	平成22年8月20日	В	10,000,000円	2.00%	10,000,000円	0円	
3	平成22年8月31日	A	20, 000, 000円	2.00%	20, 000, 000円	0円	
4	平成25年5月15日	A	30, 000, 000円	2.00%	20, 500, 000円	9, 500, 000円	
5	平成25年6月19日	В	20, 000, 000円	2. 40%	20, 000, 000円	0円	
6	平成28年12月26日	В	20,000,000円	1.51%	13, 100, 000円	6, 900, 000円	
			16, 400, 000円				

○その他

NO.	借入日	借入先	融資金額	利率	返済額	残高	備考
1	平成24年~31年	個人	58, 618, 037円	0.00%	40, 239, 319円	18, 378, 718円	
			18, 378, 718円				

〇小野田中央青果株式会社 卸売業務廃止からの流れ

令和2年3月19日 小野田中央青果株式会社卸売業務廃止

令和2年4月 9日 小野田中央青果株式会社破産申立

令和2年4月17日 小野田中央青果株式会社破産手続き開始 破産管財人 弁護士 猪俣 俊雄 山口市黄金町5-9

令和2年7月14日 財産状況報告集会等

○卸売業者募集に関するスケジュール

募集要項 等作成

卸売業者 募集 → 改正卸売市場法施行 令和2年6月21日

審查委員会

卸売業者 決定

地方卸売市 場認定申請

令和2年4月

• 募集要項等作成

令和2年5月 ~6月

- ・市場運営協議会 意見聴取(5/1)
- ・卸売業者を募集
- · 審查委員会設置

令和2年7月

・審査委員会にて 卸売業者を選定

令和2年7月上旬

・審査委員会の決 定に基づき市長 が卸売業の許可

令和2年7月下旬

・県知事へ地方卸 売市場の認定申 請

※卸売市場法の改正内容(令和2年6月21日~)

- ○地方卸売市場
 - ・現 行 県知事による許可
 - ・改正後 県知事が認定
- ○卸売業者
 - ・現 行 知事による許可
 - ・改正後 市長による許可

山陽小野田市地方卸売市場 卸売業者 募集要項 抜粋

1 募集期間・申請受付期間

令和2年5月15日(金)~令和2年6月29日(月)

2 募集要項の配布方法

農林水産課で配布するとともに、ホームページからもダウンロードできる。

3 現地確認

現地確認を希望する申請者は、現地確認を希望する前日までに、農林水産課と日程調整の上、実施する。

※募集期間中の午前10時~午後3時で個別に対応する。

4 質問事項の受付

令和2年5月15日(金)~令和2年5月25日(月) 質問は、電子メールのみの受付とし、質問者に対して電子メールで回答すると ともに、ホームページにおいても公開する。

- 5 申請書類の提出
 - (1) 期 間 令和2年5月15日(金)~令和2年6月29日(月) 午前8時30分~午後5時15分(土日、祝祭日を除く。)
 - (2) 提出場所 山陽小野田市農林水産課
 - (3) 提出方法 期間内に、提出場所へ持参又は郵送 (6/29 必着。) すること。 ※電子メール、FAXでの提出は不可。
- 6 主な申請書類

申請書、事業計画書、登記簿謄本、貸借対照表、損益計算書、役員名簿、納税証明書、誓約書 等

- 7 主な申請資格要件
 - (1) 法人であり、中央又は地方卸売市場における青果部の業務実績が3年以上あること。
 - (2) 法人税等を滞納していないこと。
 - (3) 暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当しないもの。
 - (4) 法人を代表する者のほか3名以上の従業員を有し、かつ当市場を勤務場所として業務に従事できること。
- 8 申請に係る留意事項

申請書類等の提出後の再提出又は差し替えは認めない。ただし、本市から書類の不足、不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ追加資料の提出を求められた場合はこの限りではない。

- 9 選定の方法
 - (1) 市が設立する審査委員会において、申請書類に基づき審査(書面・面接)を行う。
 - (2) 令和2年7月8日(水)~令和2年7月10日(金)の期間中に選定する。
 - (3) 選定結果は、書面にて通知する。